

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年5月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第5号

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用方法及び適用運賃)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 乗合自動車における IC 証票の使用 方法及び適用運賃</p> <p>ア 自動車運賃規程第2条第2項に 定める均一系統又は深夜に運行す る路線に関する規程別表第1に定 める均一系統を利用する場合にお いては、IC 証票は、旅客が運賃を支 払う際、カードリーダーに接触する ことにより、使用することができる。 この場合において、適用される 運賃は、自動車運賃規程第2条第2 項に定める均一系統を利用する場 合は、同規程第8条第1項に定める 運賃又は同規程第50条第1項に 定める運賃(別表第1に規定する第 1種身体障がい者・介護者、および 第1種知的障がい者・介護者用特別 割引用 IC カード(以下「特定割引 用 IC カード」という。)を使用した 場合に限る。)とし、深夜に運行する</p>	<p>(使用方法及び適用運賃)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 乗合自動車における IC 証票の使用 方法及び適用運賃</p> <p>ア 自動車運賃規程第2条第2項に 定める均一系統又は深夜に運行す る路線に関する規程別表第1に定 める均一系統を利用する場合にお いては、IC 証票は、旅客が運賃を支 払う際、カードリーダーに接触する ことにより、使用することができる。 この場合において、適用される 運賃は、自動車運賃規程第2条第2 項に定める均一系統を利用する場 合は、同規程第8条第1項に定める 運賃又は同規程第50条第1項に 定める運賃とし、深夜に運行する 路線に関する規程別表第1に定める 均一系統を利用する場合は、同規 程第4条第1項に定める運賃又は同 規程第5条に定める運賃とする。</p>

路線に関する規程別表第1に定める均一系統を利用する場合は、同規程第4条第1項に定める運賃又は同規程第5条に定める運賃(特定割引用 IC カードを使用した場合に限る。)とする。

イ 自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統又は深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める調整系統を利用する場合には、IC 証票は、旅客が乗車及び降車の際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統を利用する場合は、同規程第8条第2項に定める運賃又は同規程第50条第2項に定める運賃(特定割引用 IC カードを使用した場合に限る。)とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める調整系統を利用する場合は、同規程第4条第1項に定める運賃又は同規程第5条に定める運賃(特定割引用 IC カードを使用した場合に限る。)とする。

(新設)

イ 自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統又は深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める調整系統を利用する場合には、IC 証票は、旅客が乗車及び降車の際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統を利用する場合は、同規程第8条第2項に定める運賃とし、深夜に運行する路線に関する規程別表第1に定める調整系統を利用する場合は、同規程第4条第1項に定める運賃又は同規程第5条に定める運賃とする。

ウ 自動車運賃規程第2条第2項に定める観光特急系統を利用する場合には、IC 証票は、旅客が運

賃を支払う際、カードリーダーに接触することにより、使用することができる。この場合において、適用される運賃は、同規程第8条第3項に定める運賃又は同規程第50条第3項に定める運賃とする。

(2) 高速鉄道における IC 証票の使用方法及び適用運賃

高速鉄道を利用する場合において、IC 証票は、旅客が自動改札機による改札を受けて入場し、旅客の運送が完了して自動改札機から出場する場合に使用することができる。この場合において、適用される運賃は、高速運賃規程第25条に定める運賃又は同規程第26条に定める運賃(特定割引用 IC カードを使用した場合に限る。)とする。

(2) 高速鉄道における IC 証票の使用方法及び適用運賃

高速鉄道を利用する場合において、IC 証票は、旅客が自動改札機による改札を受けて入場し、旅客の運送が完了して自動改札機から出場する場合に使用することができる。この場合において、適用される運賃は、高速運賃規程第25条に定める運賃又は同規程第26条に定める運賃(別表第1に規定する第一種身体障害者・介護者及び第一種知的障害者・介護者用特別割引用 IC カード (以下「特定割引用 IC カード」という。)とする。

別表第1（第4条関係）

乗合自動車及び高速鉄道で使用可能な IC 証票の名称及び IC 証票発行者名

IC 証票の名称	IC 証票発行者名	有する機能
(略)		
<u>第1種身体障がい者・介護者、および第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード</u>	(略)	(略)

別表第1（第4条関係）

乗合自動車及び高速鉄道で使用可能な IC 証票の名称及び IC 証票発行者名

IC 証票の名称	IC 証票発行者名	有する機能
(略)		
<u>第一種身体障害者・介護者及び第一種知的障害者・介護者用特別割引 IC カード</u>	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則（令和6年5月31日）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)